

# 宗教活動の公益性について

— 非課税法人として今後求められるもの —

東京大学 教授

日本宗教学会会長

島 蘭 進

財団法人 全日本仏教会

## 目次

ご挨拶 (財) 全日本仏教会 事務総長 小林正道	1
宗教活動の公益性について	3
— 非課税法人として今後求められるもの —	3
(1) 宗教の公益性と私事化をめぐって	4
(2) 宗教の公的性格の変化	10
(3) 現代における宗教集団の公的機能	14
<b>【講演資料】</b>	
宗教法人の公益性とは何か	
— 宗教史的な観点から —	24

# ご挨拶

(財)全日本仏教会

事務総長 小林正道

一言ご挨拶を申し上げます。先生方におかれましては、師走の大変お忙しいところ、また、遠路、お運びを頂きまして、誠にありがとうございます。

全日本仏教会では、公益法人等の改革の問題について委員会、その他のご指導のもとに、情報収集等を行ってまいりました。また、税務という問題に関しましては、先だって、教化セミナーを開催し、現行における税務の問題点等について、お話を伺ったところでございます。

一方で公益法人等の改革の問題、並びにそれに伴う税制の問題につきまして、先般の税務委員会でも理論化の必要性が討論されました。昨今の改革については「公益性」という言葉で、論議をされておりますが、宗教法人とか宗教活動における公益性といったものをどう捉えていくか、そこを研究することが今後重要になってくるのではないか。というお話のもとに本日のこの研究会ということになったわけでございます。

本日は、税務委員会における研究会といたしまして税務委員の先生方と加盟団体の研究機関等で、こういった問題に取り組まれ、ご関心のある方々ごく少人数で、中身の濃い研究会にしようという考え方で開こうということになったわけでございます。

本日の講師は、東京大学教授・日本宗教学会会長の島蘭進先生でございます。本当に、お忙しい方でいらつしゃいまして、日本宗教学会の会長として現在、国際宗教学宗教学会等のご準備にもお忙しい中、本日はお出ましを頂き大変感謝を申し上げているところでございます。

どうぞ、そういった主旨でございます。活発なるご協議を賜りまして、今後税務の問題、或いは公益法人の改革の問題について、全日本仏教会がどのように色々なところに、働きかけていくべきか。或いは、我々の中で勉強していくべきか、といったようなことも、お話を頂ければありがたいと思っている次第でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日は誠にありがとうございます。

# 宗教活動の公益性について

— 非課税法人として今後求められるもの —

東京大学教授  
日本宗教学会会長  
島 蘭 進

私は一応浄土宗の檀家でございます。あんまり熱心な信徒とは言えないと思います。それから母方は神道であつたりしまして、神道の行事にも参加することがございます。ですから何教でもない、幼稚園はキリスト教の幼稚園に行きました。外国人に自己紹介する時はそういうことを言います、それじゃ宗教はないのですかとということとそんなことはない、宗教伝統を通して神道的な考え、仏教的な考え方、儒教的な考え方に深く影響を受けました。考えただけではなく自分の振るまいとか、日常生活の中に、そういうものはたくさん入っている。そういう風に言いますと納得してもらえらるというような次第です。それから宗教法とか税制の問題というのは、深く勉強したことはありません。宗教学会のメンバーなのですが、普段、それほど熱心に参加しておりません。従つて、理解の浅い所があるかと思ひますがどうぞご容赦下さい。しかし、今日与えられた課題は大変重要なものであつて、ある意味では現在の世界の中の宗教、どこの地域でも、宗教の地位が社会の中で変わつてゐる、そういうことを反映して日本で起こつてゐることだろうというように考え

ていいのではないだろうかと思っております。宗教史とか宗教社会学というような、世界の歴史の中で、今宗教はどうなっているのだろうか議論をするところが、私の専門に近い所なので、そういう視点をまず申しまして、宗教税制、或いは公益法人、宗教税制というようなものに関わるかという、そこらへんを述べまして、後で色々ご意見を頂けたらと思っております。

### (1) 宗教の公益性と私事化をめぐる

宗教学人の公益性、宗教活動の公益性という問題を頂いた時に私が普段思っているのは宗教の公益性という問題なので、とりあえずそちらの方の話をしたと思います。

宗教社会学というものがありません、マックス・ウェーバーとか、エミール・デュルケムというような人が二〇世紀の初めにうち立てた。その中では、宗教の地位が社会の中で変わってくる、近代化と共に変わってくるという議論がございます。機能分化説という風なことを言ひまして、宗教の役割が全社会を覆うような、社会の諸局面に宗教が関わっているような状況から、宗教の担当分野がどんどん狭くなっていく、教育は教育、経済は経済、政治は政治、それぞれの独自の論理が立ち立てられるに従って、宗教は、それぞれの領域から除外される。宗教は特殊な機能に限定されていく、こういうような議論があります。これは、世俗化論というのと繋がっております、宗教の位置は次第に社会の中で影響力が弱くなっていくと、こういう風な前提になるわけです。

その機能分化の中で一番重要な指標は政治と宗教の分離で、政治決定の中に宗教が、簡単には口出しが出来ない、或いは、特定の宗教集団が国家の保護、或いは、規制を強く受けるということがない、宗教集団は自立的な存在としていわば私的な存在としてそれぞれに競い合うという前提があったかと思えます。そうすると公的な領域から宗教は退いていき、私的な領域に入っていくのだと、宗教の私事化という議論がされております。一九六〇年代、七〇年代途中ぐらいまでの宗教社会学では、世俗化論というのが有力で宗教の私事化は自然の勢いなのだと考えられていました。日本の現在の法制度はそういう風な考え方にのっとり、宗教は特殊宗教的な領域で役割を果たすべきだと、そういう近代主義的な前提のもとに成り立っている、こういう風に私は理解をしております。

公的領域に宗教は介入しない、日本国憲法がそうですしそれに先だって神道指令というのが国家神道の解体ということを行った、一九四五年十二月十五日です。その神道指令の基本的な要素には、国家と宗教の分離、特に神社神道が国家と分離する、宗教は公的な領域には関わるべきではないという前提が、まずあったかと思えます。これはアメリカ的な、国教制度の下で抑圧されてきた宗教集団が、本来の宗教的使命の実現を目指して、新しい国を作った。しかもそれが、多方面の宗教集団から構成される社会になったので、建国の時に、多元的な前提の下にこの政教分離を徹底するという風な制度になった、そのアメリカの影響を相当強く受けているのではないだろうかと思えます。その後、一九七〇年代以降の宗教社会学の理論の流れを見ますと、必ずしも近代化と共に、

宗教が私的な領域へ撤退していくのは必然ではない。むしろ新たに宗教が公的機能を回復するとうか、一旦この公的領域から退くように見えた宗教が、再び公的な役割を取り戻すという傾向がある。これは再聖化といった、再び俗ではなくて聖に向かうという理論が強くなってまいりました。

いったん政教分離が行われてから新たに宗教がまた公的機能を回復すると、例えば政治に対して宗教集団が積極的に発言をしたり、社会全体の問題に宗教的な基準が持ち込まれたり、そういうようなことが起こってくる。具体的にどういう所で宗教の公的機能が存続しているか。公的行事において、宗教的要素というものが、無いということが可能であるか、天皇即位の時に、日本では大問題になりました。或いは今の追悼施設の問題でも追悼懇という懇談会は無宗教の施設とするといっていました。これは日本の宗教界からも大いに違和感があった。特定宗教に拠らない、というのは解るけれども死者を追悼するのに宗教心なしに出来るのであろうか。だとすると、これは日本のようにさまざまな宗教が並んで存在するような所は特定な宗教に拠らないとはいえ、どうしても公的な行事に宗教的な要素が入るのは避けられないと思われる。世界的に見ても公的な行事に宗教的な内容が入っているのはむしろ当然の所が多い。アメリカの大統領の宣誓には、聖書に誓う場面があります。ダイアナ元妃のお葬式の際にイギリスの宗教社会学者とちよつと話したら、「あれを教会でやった」ということには非常に残念であると言われた。現在のイギリスは宗教的に多元化してイスラム教徒もヒンズー教徒も多い。そういう社会で元妃を当然の如くキリスト教一色でやったということには疑問があるということを言っておりました。しかしこれは、無宗教でやるという

ことではなくて、諸宗教が関与したような形で行うのが望ましいということ、このように公共生活の中から宗教的なものを取り除くということは難しい要因がいくつも出てきてしまう。

次にチャプレンにふれますが、これは日本では少ないけれども欧米諸国では、当然の如く病院や学校などに諸宗教の中から限定した宗教者が選任されたチャプレンが配置されています。最近では病院に少しずつ心理学者が入るようになって、患者さんの精神的な問題に答えることが出来るようになってきた。日本では、学校や病院にはそういう人がいないのは普通ですが、私立学校、宗教系の私立学校にはそういう専門家がいます。また刑務所には教誨師という制度があつて、これは一種のチャプレンに当たるものだと思います、これも宗教の公的機能が維持されている。或いは不可避と考えられることの例ではないかと思えます。それから、ホスピスの場合ですが、末期癌を告知された方々が最後に必要としているのは、肉体的なケアでもなく、私的な、心理的なケアでもなくスピリチュアルなケアであるという風に考えられる。そういう要素を排除できないとするとそれをどういう風にケアをするのか、そうした問題の解決の必要性から現代のホスピスというのが出来ました。現代のホスピスというのは、特定の宗教色を出さないホスピスなんです、かといってそれは宗教というものが無いということではない。宗教的な要素なしに、ホスピスケアというものはできない。日本でビハラーが試みられるとすればそこには仏教的な理念が反映してくる。それに即して宗教的伝統に即して、何教でもない人達に、或いは、多様な宗教的所屬を持つてきた人に宗教的サービスを行う。これは公的機関としても必要になってくる、そういったことが増えてきているわ

けです。

私は生命倫理の問題にも関わっているのですけれども、生命倫理の問題を判断しようとすると、命の価値というのは何だろうと問わざるを得ない。或いは命を脅かすということは何かと考えていくと自然科学、或いは社会科学というものからだけでは出てこない。やはり文化伝統にたずねないといけない。そうするとやはり宗教的なものに学ばないとならない。従って生命倫理のある種の問題を問うていくと、当然の如く宗教的な問題にぶつかってしまう。脳死は人の死かという議論において日本の文化ではこういう風に死を理解してきた。そこから見て現在、人の死とは何でしょうかということが問題となる。科学だけでは人の死は、規定できない。死というものは、日本社会の文化的な問題であり、そこに、宗教が関わってくるのは必然と思うわけです。

宗教集団の社会活動、福祉人権、弱者支援についても宗教は大変熱心に、これまでもやってきた。さらに学校、教育活動への参加等々も宗教的な勢力がなくなってしまうならば、社会の中に大変大きな欠落となる。国や社会構造が異なっても公共生活の中で、宗教が果たしている役割は、大変大きいことの表れではないかと思えます。

政教分離の問題で西洋では、妊娠中絶の問題は圧倒的に大きいです。キリスト教のある種の勢力からの発言、カトリック教会とプロテスタントの保守的な勢力から上げられている声と、女性の人権を守るという立場とが長年対立している。アメリカ合衆国において宗教の公的機能が目立つ領域の一つだと思えます。又、アメリカでは学校教育の中で宗教的な要素がどのくらい入り込めるか争

われている。近代化が進めばますます宗教は公的な領域から撤退していくという考え方に對する反証になると思われます。世界的に見るとどの国も、フランスやアメリカのように非宗教制度的で政教分離を徹底する方向へ、進んでいくという風な、前提が二〇世紀のある時期にはあつたとすると、現在はとてもそう見ることはできない。イスラエルはいつになつたら非宗教国家になるのか、誰もあまりそういう予想はしないであろうと思います。イスラム圏の中も、とてもそうなるとは予想できない。非常に宗教的な拘束が強い国からもつと宗教的拘束の弱い国にかわるとしても、公的生活の中に、イスラム的な要素あるいはその法的な要素が存在しないということは想像しにくいですね。インドでも国民会議派の政教分離主義に對抗するように、ヒन्दウー的な法を公生活の中に持ち込もうというインド人民党の立場が強くなっている。宗教というのは公的な次元を持つという考え方をむしろ前提にしてこれからは考えていく必要があるかと思ひます。

近代化と共に宗教は私的なものになっていくという前提を見直す必要があるのではないか。というのは、公的なディスカッションの中では、宗教というのは宗教集団の構成員から成るものであり、構成員の利益に関するものという風に理解されているような気がしますが、それでいいのだろうか。宗教という言葉で宗教集団を指す傾向が強いというのが現在問ひ直されていることの一つだと思ひます。イスラム教において教会というのはあまり無く、この世の秩序をイスラム的なものにすることを目指します。ところがキリスト教というのはこの世の秩序とは別に宗教の秩序があり、それが教会によつて代表される。宗教というのを教会、宗教集団という理解をする傾向がある。し

かし世界の多くの宗教を見れば、宗教集団即宗教という考え方は、必ずしも当てはまらない。これも今後西洋的な世界秩序というのが相対化されるに従って必ず見直されていくに違いない。

そうしますと宗教法人の公益性というものを考えなくてはいけないわけですが、宗教の公共性、或いは宗教全体の、観念の世界でもう一つ考えるところと必ずしも集団のものではない。宗教的な観念は色んな形で伝えられている。或いは宗教的な振る舞いというものは色んな形で伝えられている。そういうものに公共的な次元があるというか、そういう風な考え方もどこかで頭に置いておく必要があるのではないだろうか。日本の場合ですと例えば先祖崇拜と仏教が関わったけれども、しかし、観念的にはむしろ儒教の影響が強かったりする。それはどういう風に伝えられてきたかという点、例えば学校教育を通して、或いは、会社の社員教育みたいなことを通して伝えられていたということもあり、こういうものも広い意味では宗教的なことに入ることではないかと宗教社会学では議論されている。現代の世界の宗教理論の中ではそういうことが話題になっている。そういう中で、宗教法人として登録されている所の宗教集団の公益性、また、宗教の公共性ということ念頭に置きながら考えていく必要があると思います。

## (2) 宗教の公的性格の変化

宗教の公的性格の変化は、伝統的社会、近代以前の社会において宗教は公的機能を持っていると

されていた。公益を持つているということは、疑いのない当然のことの如く受け取っていた。宗教こそ社会を健全なものに保つ礎石であると受け取られることが多かった。勿論、宗教は危険な存在だ、宗教の力を削がなければいけないという勢力が現れてくるわけですが、にも関わらず長期的に見れば宗教の価値というものが当然のものとして受け入れられていた。社会が存続していくためには精神的価値が必要であり、精神的な価値というのは宗教に拠っている。従って宗教は社会になくしてはならない、これが当然の前提だと一つに思います。そして、現代我々は、近代的な制度というもの一度通り過ぎた後で、相対化するようになった。西洋が作ってきた近代の制度がもしかすると、キリスト教的な前提に則り、或いは啓蒙主義の前提に則ったある特定の時代の産物ではないかと疑いを持つようになった。そういう所から国教制的なものを必ずしも簡単には否定できない。そういう状況を考えると伝統的な宗教が公的なものと考えられ、しかも公益性が当然の如く考えられていたことを振り返るべきではないか。

現在、近代化された社会で、宗教が如何に公益性を持つているかという時にかつての社会では公益性はこう受け取られていたと、それが現代ではどうなのかという問い方も必要なのではないかと思います。これは我々がやるべきことでしょうかというような発想が今まで無かった。

そこで近代になって何が変わったのかと言いますと、公的制度として宗教こそが立派な社会生活を共同で送るための無条件の前提であるというようには考えないようになった。一つの理由は、世俗的知識や世俗的知識に基づくところの世俗的文化、文明の進歩と考えられていたものが、大変大

きな役割を果たしていた。文明の進歩にとって宗教は必ずしもプラスではないという考え方が、大変強い力を持ったと考えます。日本の場合はその前に儒教が、仏教やキリスト教を大変有害なものだと考えた前提があり、それに基づいて近代の啓蒙主義が非常に受け入れられ易かった。そういう中で、宗教の価値に対する否定の考え方が一定の力を持った。それからもっと長いスパンで考えると宗教が多元化してきて、特定の宗教だけが精神的価値を保持しているという考え方が受け入れにくくなってきた。しかもある種権力を持った宗教が、必ずしもプラスの作用をしなかった。国家神道が権力を与えられ、必ずしも国をいい方向へ進めることにはならなかったという経験を持っている。国家神道のもとに国がまとまっていくことに対して、国民も非常に疑いを持った。これがかつてならば自然に受け入れられていた宗教の精神的価値が相対化され、限定されていくということの理由ではないだろうかと思うのです。

そして多元化が進んでいきますとあたかも宗教は私的利益追求手段と似てくる。その傾向はますます自由競争的な状況になってくると競争で勝つことが正しさの証明みたいになってきてしまつて、宗教集団が私的利益追求集団というように見えてしまうように思います。これは現在カルト問題として理解されていることと関わっていると思います。それぞれの集団は、外部に対して閉ざされて、その集団の内部の利益だけに関わっているように見える。社会全体の精神的価値、福祉、或いは良き秩序に対しては、関心がない。むしろ否定的な作用を及ぼす傾向が強まってくる。それは宗教集団が多様である国ほど強い。アメリカと日本はその意味で代表的な宗教的な多元化が非常に

進んだ国で、従つてある意味自由競争的な集団が力を持つ傾向が強い。日本では新宗教にその傾向があります。宗教の中には常に膨張するといえますか、自分の仲間を増やしていかうとする傾向がある。普遍主義の中にもその傾向があると思いますが、拡張性が大変強い宗教というものが成功する度合いが強いことになってくる。天理教や創価学会、大乘仏教にもそのような人でもこの教えで救われるということを伝えようということがあります。それが次第に組織の中でも自分の勢力を増やした集団が、教団の中でも力を持つという傾向が起つてきたと思います。エホバの証人のような組織を見るときにも自己増殖し、自分の勢力が拡大していくのに都合がいい組織構造を持つてしまつています。それは、宗教的な論理でそうなつていくので、意図的なもの、つまり自己利益を追求するとはまは言えないが、結果的に見ると排他的で内閉的な集団が、勢力を持ちやすい環境を構成している。これは宗教集団が競争的になればなるほど生じやすくなつてくると思います。

宗教的価値が限定されていくという説の側面ですが、人権とか個人の自由とかいう価値が浸透すると、宗教の中には必ずしもこういふ価値と相即しない場合がある。典型的には女性の地位があります。ある種の宗教において女性は、他者に奉仕する役割を受け入れるべきだ、というような考え方が原理として存在し、或いは伝統的な宗教の中にそういうシステムが埋め込まれてしまつていてためなかなかそこから脱却できないというようなことがある。宗教は、公的な人権が問われるべき現代社会にとって必ずしも好ましくない、というような考え方が出てきても致し方ない。これまで

宗教こそ精神的価値を健全なものに保ち、みんなが生きていく意義を見いだす糧を提供していると考えられてきたところに競争相手が色々出てくる。具体的な思想が発展してまいりますと宗教ではないやかたで、人生の意義が提供されるものが世に出てくる。ユートピア思想もあるし、それから、最近では心理学のようなものが、かつて宗教が果たしていた機能をもっと自分達は有効に果たせるといふようなことが出てくる。このように近代社会においては宗教が、かつて持っていた機能を色々失っていると言いますか、或いは相対化されているということがある。

### (3) 現代における宗教集団の公的機能

では、伝統的宗教の持っていた基本的性格が近代の変化によって全部失われてしまうのかというと、そうではない。どこかでそういう伝統的社会で認められていた宗教の機能というものをもう一度思い起こしながら、現代社会でもなお、宗教の公的機能或いは公益性というものを考えていく必要があるのではないか。

このたび長谷川正浩先生（全日仏・顧問弁護士）から資料を頂きまして、公益法人についてのどのような問題が提起されてきたか、少々ですが勉強させて頂きました。公益法人の中に宗教法人が入られることが適切かどうかという問題があるんだということがわかりました。学校、教育、病院、或いは慈善とか、そういうことと宗教がたくさん重なる所があるというような気がしております。

す。伝統的社會の中ではそういうものは大体一体であり、宗教的組織がかなりその中心を担っていた。そういうものが近代になって分かれてきたということを決定的なことと考えなくてもよいのではないかと、私には考えています。

そこで、長谷川先生の理論も井上恵行さんの『宗教法人法の基礎的研究』でしょうか、前提としてあると思いますが、井上先生は、こういふような感じで、書いてらっしゃいました。「そもそも、宗教（もちろん人心を毒し、公共の福祉を害するような宗教は別として）というものは」とある、そのカッコの中に書いてあることが重要です。というのは常に宗教というのは、一方で危険なものであるというように社會の中で思われる可能性を持っていたと思います。そのことは我々忘れがちなことではないかと思えます、一方で、宗教というものは必ず社會の存続、良き秩序維持のために必要なものであり、皆敬意を持つべきものだという意識があったと同時に、歴史的にも常に宗教は危ういものであるということが考えられていた。社會を危うくするという発想はしばしば出てきたことをここで示唆しておられるように思います。そして「一般に公益を目的とするといわれるものとは本質上異なり」、これはちょっと強い言い方だと思ふんですが、「直接、人間の心の奥底につらなり、靈魂に触れ、いのちにかよふもの、人をして安心立命、常樂法悦の妙境に住せしむるものであり、それは國民の個人生活をゆたかにし、社會生活を淨化して、文化國家の向上に大きな役割を演ずるものであるが……」まず一つは宗教というものをちょっと他の類から區別しすぎではないかなということが、この定義の中では考えられます。ここで社會生活を淨化してとかです

ね、国民全体の精神的価値に関わるという風な考え方をとっておられるのですけども、私はやはりある程度、支持、継承すべき所ではないかと思えます。

ここに引いてまいりませんでしたけども洗建先生が、平成七年の日本宗教連盟の「宗教と税制シンポジウム」が行われた際にまとめていらっしやいました。宗教は「社会全体に精神の安定をもたらす公益性がある」という説がある。あるいは人間の道徳性という点の根底には宗教的なものがあるので、この社会の道徳の根幹を提供する公益性がある」などと説かれてきたそうです。こういう議論は支持できると思いますか、現在も成り立つのではないかというように思っております、勿論、宗教だけが道徳性の基盤を提供するものだ。或いは精神の安定を提供するものであるとは言えない。特に近代社会においては、そうでありますが、非常に多くの人が、自分の生活の中で精神の安定や道徳性の基盤にしる、宗教的なものに依拠している。従って、公益的な機能を持っているというように言えるのではないだろうかという説です。

井上先生が言っていることもその側面をついておられますが、教育とか医療というものも近い世界ではないか。医療も次第に最近では市場原理が導入されるようになってきますが、皆が平等に得られる医療でなくなってきました。どうもお金がある人が得られる医療と貧乏な人が得られる医療にどんどん格差が広がって行って、共通の医療水準というものが低下していく。そういう傾向が、世界に見ればそれは酷いもので、第三世界ではほんとに基礎的な医療のサービスが受けられないのに、一部の富裕層には、いくらでも提供できるという贅沢医療になる側面が進んでいる。科学技術

がそっちの方向へますます投資されるようになっていく。そういうことに対して、もし医療が公益的なものとするならば、もっと広く平等に医療のサービスを分かち合うようにすべきだと私はそのように考えます。教育についても、それぞれの人がみんな個人として教育を受けたいんだという考え方もあると思います。社会が、良い社会であるためには共同の社会生活を行っていくためには皆が良い教育を受けて欲しい。隣人達が良い教育を受ける必要があるとすれば当然、税金をもっともつと教育に公的な資金として投入し、教育の改善を考えてほしい。それと同じような側面が、宗教にもあるんだと考えています。社会の共同生活のための基本的なニーズというのは、私利私益とは別に満たされなくてはならない。そういう領域の中に教育・健康・精神的な価値というものが入ってくる。市場原理で私的な利益の追求の所に追い込んでしまうと社会生活が成り立たなくなってくる。

抽象的な話では恐らく弱いと思いますので長谷川正浩弁護士のとめを使わせて頂きます。長谷川先生は、現代の日本の法制度の中で宗教は私人のものである。私人が集まって宗教集団を構成している。私人が集まって構成されている宗教法人が、不特定多数の人達にどういう影響を持っているか。こういうお考えなのでですけども、むしろ宗教というのは公的に伝えられていて、ある集団が凝集して支えているという捉え方をすると少し見え方が違ってくるのではないだろうか。先程から述べているのは、近代的な法制度から出発するのではなくてむしろ、伝統的な社会における宗教の在り方というものを近代的な制度はなかなか払拭できない。それが人間の条件だというように考え

るべきではないか。長谷川先生の考察は、近代的な私人の事柄としての宗教という前提に則ってその宗教がどういった公益性を持っているかという議論をなさっていると思います。それは現代の法秩序から言うるとたいへん大事な議論だと思います。一番に仰っていることは公益性の一つの重要な領域だと思います。要するにいわゆる社会活動、特殊宗教的ではない領域での宗教の参加です。社会の中で誰もが善と思われるような領域に、宗教が関わっている。最近は「社会参加仏教」という言葉がアメリカあたりから広まるようになっております。社会参加仏教的な側面で宗教は公益性を持つているということで納得できる話だと思います。それから、二番目に強調したい事は宗教的な観念や行動様式が、必ずしも集団の中で伝えられているのではなくて、文化の中で伝えられているという側面です。宗教集団というのはその文化で伝えられているものを凝縮し、代表しながらその伝統維持ということを通じていると捉えることが出来る。文化というのは公的なもので、文化が豊かであれば国民全体は不利益を被りません。その文化の豊かさというものは公的に必要なものです。つまり、宗教的伝統、宗教文化を維持する機能という側面で、宗教集団は公益性を持つというような議論が出来るのではないかと思います。これは井上惠行先生が書いておられたような事柄に通じています。そういう基礎的な精神的価値を保持する。それが文化的に表れてくれば長谷川先生の第二に当たるわけです。そこで三番目の所ですが宗教学の大先輩の岸本先生の理論を引いて、長谷川先生が「価値の創造」について論じられております。なんとなくよくわからない。というのは宗教というのはむしろ、過去から伝えられてくるものなので、勿論それは現代の社会で生きている

者のためには常に創造し直さなければならぬ、ということはありませんが、創造ということをやや強すぎる。むしろ、伝えていくことだけでも意義がある。伝統を保持するというか、それだけでも意味があるという気が致しますので、価値の維持、というように言ってもいいような気がするのです。勿論価値を維持するためには常に改めなければならぬ、そういう意味では創造性は入ると思うのですけども、長谷川先生の三番は少し言い換えた方がよいのではないかと。

そして、今度は何故そういうように伝統的に伝えられてきているものに価値があるかということ、今度は逆に近代的に作られてきた制度に、それに代わる価値があるだろうか。例えば近代の公教育が、しばらく前の前提であれば、しっかり市民教育をやれば立派な市民社会が出来るであろうということだったのですが、近代的な知識、科学知識や、近代思想にそういう力があるかということがむしろ危惧されている。近代化をして立派な個人を作りましょうという理想のもとに近代化を進めてきたとすればむしろ、近代的な個人というのはニヒリズムに陥る可能性がある。近代化というのは共同の価値を作るのではなくて、共有できる価値を破壊していく可能性がある。そういう理解がむしろ広まっていると考えると、近代的なシステムで覆われないように宗教的伝統を保持していくことが公益であると言えます。それは勿論近代の法的な言語の人間の基礎的なニーズを満たすべくさまざまな言語が用いられている。たとえば人権という言語があります。そのようにさまざまな言語で価値を守っていると思いますが、一人ひとりの人間が生きてく時には法的な言語では生かされない、文化的な言語、宗教的な言語、というものを使わざるを得ない。それは、近代教育を通

して教えられるというよりもむしろ伝統的な文化の受容の中から得られてくると考えてもいいのではないかと思います。そういう風に価値維持機能というものを考えると、この長谷川先生が強調しているように教学ということが必ずしも重要ではなくて、宗教的な文化のあらゆる側面が、重要なテーマである。寺院生活、神社や教会の在り方、それ以外でも宗教的な習慣と呼ばれているものが、その社会で生き生きと行われていること等も宗教の持っている、パブリックグッドへの貢献と言える。宗教が目指さなければならぬ基礎的な人間のニーズを今も維持し続けているということになると思います。

ところが、他方で宗教の負の機能ということを経上先生は括弧の中に入れて、不届きな宗教集団があつたとしたのですが、単に不届きな宗教集団があるということではなくて、宗教の中にそもそも公益に反する可能性があるということをやはり、考えなければならぬ時代になっている。近代化を通り過ぎたということは、そういうことも同時に見ていかななくてはならなくなっています。公益を論じればいいだけではなくて、逆に、公に対して私、或いは、益に対して害、というようなことを考えざるをえない。私益性とか公害性、公益性の裏の側面というか、そういうことを宗教は持っているというような議論もしておく必要があるのではないかと気が致します。こういう議論は現代の社会学者、人文科学者、我々の仲間は政治性の問題として理解します。どんな宗教文化にも政治性があり、特定の人達に利益がある。別の人達には損だというようなことを含む傾向がある。そういうことを議論していく必要がある。そういう議論をする人が非常に多いです。これは人

権ということが強調されるということと、学問的な知識というものを人権的な地盤に則って進めていこうとする。特定の人の人権を抑制する。抑圧、抑制したり、その人の利益を抑圧したりする政治的機能を、様々な文化、特に宗教は持っている。そういうことを明らかにしなければならぬ。こういう論が非常に強いです。

宗教は常に政治的機能を果たしてきた。そのことは従来、マルクス主義者等が宗教はイデオロギーだと批判しました。ある意味では、常識の一部には入ってきているのですが、フェミニズムが起こつてきて、もつともつと、根強く幅広く社会全体のあらゆる領域で問われるようになってきた。要するに宗教というのはある生活の秩序を作れば、当然ある団結を作ります。そうすると必ず排除するという側面がある。排除される人は、不利益を被っている。これはカルト問題では非常にはつきり、出てくるのですけども、その他の宗教にもその側面がないとは言えないということですね。宗教というのはそのように見えるような側面をもっている。それは政治性として議論されていることを私益性とか公害性と言いました。宗教集団が特定の構成員の利益に供していることは、公益性にはあまり役立つてないように見える場面が非常に増えてきている。それから公害性というのは、政治性と公害性を分けていいかどうか解りませんが、カルト問題に非常にはつきり出ております。その宗教に関わったことでは害を受けたと感じる人は、たくさんいるということです。宗教集団から何か被害を受けたというのは、いわゆるカルトの場合にはたくさんあると思います。これは宗教集団には責任が無いと言いたいと思えますがなかなかそう言い切れない。要するに布教するとい

う場合は、自分達の仲間へ入れるわけです。別の人達から言えば奪い取ってくるということになりますので、別の人達の共同性を壊して、こっちに引き込むという要素がどうしても入ってくる。中には、外部の人を敵視する、或いは価値がないかのようにみなす排他性が強くなってくる。という、やはり、外の人から見ると宗教集団が出現し、大きな組織を持つとそれだけで力を持つ。創価学会等も、公明党という組織と関わっていると考えられる。公明党は、一政党として活動するのはよいけれども巨大な組織に支えられているために巨大な力をもつ。個人個人の利益を代表して出てくる代議士さんよりも、宗教組織を代表して出てくる代議士は、それだけ普通より大きな力を持つてしまう。もっと分かりやすくいうと、公明党は創価学会、公明党支持者の実勢以上に力を持つてしまう。こういうことは宗教集団が、ますます共同性が弱まって個人化してくる社会の中で、強い組織を持つが故に不相応な力を持つということがある。よって住民はそういう感情を持つということとです。公益性というものを考える時に組織の大きさと組織が団結して行動を起こす力ということとは、一つ重要な配慮の対象になってくるのではないかとことです。宗教法人といっても、巨大な組織です。それを地域の寺院、過疎地の寺院と全く同じ待遇でということは非常に不釣り合いな感じがしてしまいます。そういうようなことが公益性ということに絡んで言えることではないかと私は考えてみたのです。

一方で、近代社会の前提に対して、社会は、伝統社会から受け継がれてきた文化の限界を簡単に越えられないという理解に立って、政教分離とか、宗教の機能分化ということは簡単には成り立

たない。宗教は公的機能を持ち続けると考えた方がいい。そういう前提に立って宗教の公益性という理論を立て直すということがあります。しかし同時に近代社会を経過して、個人の人権ということを重要な価値として認めるようになった段階では、かつて持っていた宗教の公益性が裏面として公益性に反するものを持ち得るということはどこかで認めて議論する必要がある。色々生煮えの考えがあったと思いますが、私がやってきた仕事は近代化の中で、けっして日本の中の宗教がどんどん薄まっていったということはない。日本人が物を考える時に宗教的な土台で考えている。宗教的な土台のもとで、振る舞っている。だから宗教の研究は大事なのだという立場で一貫して宗教研究をしてまいりました。そういう前提でこの問題を捉えるところという風に捉えられるのではないだろうか、そういう試みで、是非ご意見を頂いてもっと明解な形に議論を将来もっていきたいと思います。

【講演資料】

# 宗教法人の公益性とは何か

— 宗教史的な観点から —

(1) 宗教の公共性と私事化をめぐって

宗教法人の公益性／宗教の公益性

◎ 宗教社会学理論における七十年代以降の変化

☆ 近代社会において、宗教は私的領域に撤退していく？

\* 政教分離の徹底こそ、近代社会の帰結

☆ 日本の法制度の理念的前提

\* 厳格な政教分離の要求 — 公的領域への宗教の不介入

世俗化論とその再検討

◎ 世俗化論と宗教の私事化

二〇〇三年十二月三日 島蘭 進

☆政教分離理念と宗教社会学的な現代宗教論

☆世俗化論の優勢↓その見直し

◎宗教の公的機能の存続と変容

☆存続の事実

☆しかし、宗教の公的機能は失われない

\* 公的行事における宗教的要素（公葬、公的追悼行事ど）

\* チャプレン——病院や軍隊における精神的ケア

\* ホスピス、生命倫理

\* 宗教集団の社会活動

☆非先進国の状況

\* イスラム圏、インド、イスラエル等々

宗教は宗教集団の構成員のものという前提を問い直す必要

◎「宗教」の語を「宗教集団」の意で用いることの危うさ

◎宗教法人の公益性を考えるとともに、宗教の公益性を考え、それとの関係で宗教法人の位置を考える必要がある。宗教法人が宗教のすべてではない。

## (2) 宗教の公的性格の変化

伝統的宗教の公的性格

◎生活の諸局面において共有される精神的次元として。

◎文化の中の精神的価値は宗教によって代表されると考えられた。また、宗教の価値は宗教集団によって代表されると考えられた。

\* 宗教集団の公益性は無条件の前提。

近代社会における変容

◎宗教の精神的価値の限定。

◎私的利益追求集団との類似性

◎人権、個人の自由という価値との相克

◎宗教集団以外のエージェントがかつて宗教がつかさどっていた機能を引き継ぐ可能性がある。

## (3) 現代における宗教集団の公的機能

これまでの理解のいくつか

◎井上恵行の叙述―「そもそも、宗教（もちろん人心を毒し公共の福祉を害するような宗教は別として）というものは、一般に公益を目的とするといわれるものとは本質上異なり、直

接、人間の心の奥底につらなり、靈魂にふれ、いのちにかようもの、人をして安心立命、常楽法悦の妙境に住せしむるものであり、それは国民の個人生活をゆたかにし、社会生活を淨化して、文化国家の向上に大きな役割を演ずるものであるが……」

◎長谷川正浩弁護士の叙述のまとめ―①宗教的使命感により、不特定多数の人々の利益に寄与する。平和運動、同和運動、災害救助活動、発展途上国援助活動など、②宗教的文化財や行動様式が不特定多数の人々に寄与している、たとえば、宗教的な絵画・仏像・建物・音楽など、③価値の創造の機能により、不特定多数の者の利益に奉仕する。〔所報〕（長谷川正浩弁護士事務所、二〇〇三年一月）

公益性の諸次元

◎a) 宗教独自の基礎的な機能

b) 公共善への寄与（利他的な機能・文化的な機能）

c) 文化の維持⇨人類が保持している価値を維持する機能（価値維持機能）

公益性と政治性・私益性・公害性の対比の必要

◎政治性

\* 宗教はつねに政治的機能を果たしてきた。それへの反対が明示的に。

◎私益性の基準

\*社会に共有される価値への貢献が見えず、特定集団を利用して他の人たちを疎外する場合。政治性と重なる。

◎公害性の基準

\*加害性、内閉性、排他性、拡張主義、組織としての力

◎公益性を考えるには、これらの問題をもあわせて考えなくてはならない。

\*こうした要素がない集団はありえない。だが、公益性が上回れば、こうした要素を許容することができる。

\*では、「市民社会への貢献」とは？

○ a) b) c) の諸機能。

## あとがき

現在、政府による公益法人制度改革は宗教法人の税制に少なからず影響を受けることが懸念されます。このような状況下、全日本仏教会は率先してこの問題に取り組み、税務委員および各宗の研究機関の研究員を対象に税務研究会を開催し、宗教法人に求められている公益性について研修いたしました。講師の島藺進先生には、たいへんお忙しい中、ご教授いただき、尚かつ本誌の校正の労をお願い申し上げます。ここに感謝申し上げます。また、本会顧問弁護士の方谷川正浩先生には、ご講師を紹介いただき、ならびに助言をいただきまして実ある研修が実現できましたこと御礼申し上げます。発行に際し、三栄印刷・黒塚氏にはたいへん御世話になりました。

この講演録は、今後の資料としてご利用いただくため、加盟団体および関係団体に配布させていただきます。

全日本仏教会では、時局に対応すべく情報収集と研究を進めてまいりますので、ご意見ご要望をお寄せください。

(徹)

---

発行日 平成16年 3 月

〒105-0011  
東京都港区芝公園 4 - 7 - 4  
明照会館 2 階  
財団法人 全日本仏教会  
電話 03-3437-9275(代)

---